

長岡市個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

1 個人番号を利用して処理する事務について

個人番号の利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外で用いてはならないこととされているが、同法第9条第2項において、市町村が条例で定める場合においては、その事務の処理について個人番号を利用することができることとされている。

本市においても、法で定める事務以外の事務で個人番号を用いて処理するものとして、長岡市個人情報保護条例別表第1で定めているところである。

2 独自に個人番号を利用する事務の追加

(1) 事務の名称と追加する理由

(事務の名称)

小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの

(追加する理由)

日常生活用具の給付の手続きにおいて、所得課税証明書等の書類添付を省略できることにより市民の負担を軽減することができる。

(2) 独自に個人番号を利用する事務の変更に伴う特定個人情報の利用

新規に個人番号を利用することとする事務において特定個人情報を必要な範囲内で目的外利用することができるよう、長岡市個人情報保護条例別表第2に以下のように規定するもの。

(別表第2)

番号	実施機関	事務	特定個人情報
36	市長	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報

3 施行の時期

以上の条例の一部改正について、令和2年9月議会に提案し、令和3年6月1日から施行することとしたい。

長岡市個人情報保護条例の一部を 改正する条例（案） パブリックコメント

（説明）

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 左欄の条文中で下線のある部分は、今回改正をする部分です。
- 3 【略】と記載している部分は、改正をしない条文です。
- 4 新旧対象表に記載の条文のほか、必要な文言整理を行います。
- 5 改正条例の施行日は、令和3年6月1日の予定です。

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正後（案）			現行				
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）				
	実施機関	事務		実施機関	事務		
	【略】			【略】			
7	市長	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの	7	削除			
	【略】			【略】			
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）				
	実施機関	事務	特定個人情報		実施機関	事務	特定個人情報
	【略】				【略】		
3	市長	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの	(1) 地方税関係 情報	3	削除		
6			(2) 住民票関係 情報	6			
	【略】				【略】		